

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1. 財務諸表等規則関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>第8条の8のデリバティブ取引の時価等に関する注記に関し、</p> <p>評価損益の開示については、従前は配当制限利益の内訳計数としての意味をもっていたものの、今般の会社法改正に伴い、配当制限利益に該当しなくなったため、有用性に乏しいと考えられることから、開示項目から「評価損益」を削除すべき。</p> <p>契約額等の開示について、取引規模は「時価」の開示を行うことで十分であり、開示項目から「契約額等」を削除すべき。</p>	<p>デリバティブ取引の時価等に関する注記のうち、評価損益の開示は配当制限利益を示す意味だけではなく、どのようなデリバティブにより損益が発生しているかを示すものであり、開示は必要と考えます。</p> <p>契約額はデリバティブ取引の規模等を把握するために有用な情報であり、開示は必要であると考えます</p>
<p>第8条の10で、連結財務諸表作成会社について、単体財務諸表において関連当事者の注記の作成が求められていない。しかし、会社計算規則第129条では、関連当事者取引は連結での注記の記載を要しないとする一方で、単体において注記の記載を求めている。会社法の規定と平仄を合わせ、単体において関連当事者の注記を行った場合には、連結での記載を省略すべき。</p>	<p>企業活動の多角化・国際化が進展していることから、証券取引法に基づくディスクロージャーにおいては、連結情報を中心とし、個別情報等については可能な範囲で簡素化しています。従って、関連当事者取引についても、連結情報を中心に開示することが適切と考えます。</p>
<p>第32条の2で「親会社株式のうち第18条に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもって別に掲記しなければならない。」とされたが、会社法では、親会社株式を取得した場合は相当の時期に処分しなければならないとされており、「投資その他の資産」に掲記することは妥当でない。</p>	<p>会社法においては、子会社の親会社株式取得の範囲が拡大され長期保有することができるようになりました。この点については、会社計算規則においても親会社株式を固定資産に計上できるとして明示されたところです。このため、財務諸表等規則においても、投資その他の資産に計上できるとする規定を設けることとしたものです。</p>
<p>会社法において繰延資産の限定列举が廃止され、計上については会計慣行に委ねられることとなった。企業会計原則においては、例示項目ではあるものの限定列举ではないと解されているが、第36条で「創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、及び開発費は、繰延資産に属する</p>	<p>第36条の規定は、会計慣行も踏まえ、現行においても繰延資産に該当するものを例示として記載しているものです。</p>

ものとする。」とあるが、これらは限定列挙ではなく、例示項目である旨を明記すべき。	
第108条第3項の新株予約権の目的となる株式の数の注記は、会計基準の規定に合わせ、「権利行使期間の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載する」とすべき。	詳細な注記方法については、事務ガイドラインにおいて規定することを予定しています。
第122条第1項第7号で、電気事業者については「イ 固定資産期中増減明細表」、「ロ 固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）」及び「ハ 減価償却費等明細表」の掲載が求められているが、イ及びロの明細表により概ね要件を満たすと考えられることから、減価償却費等明細表を削除すべき。	「固定資産期中増減明細表」だけを開示し、「減価償却費等明細表」の開示を行わない場合には、当期の減価償却額が把握できないことから、引き続き「減価償却費等明細表」の開示が必要と考えます。
株主資本等変動計算書は、純資産の各項目を横に並べる様式しか認めていないが、「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」のように、純資産の各項目を縦に並べる様式も認めるべきである。また、様式第四号で、株主資本とそれ以外を上下に並べる様式が認められることを確認したい。	「適用指針」では、株主資本等変動計算書の表示は、純資産の各項目を横に並べる様式を原則としています。証券取引法に基づく開示様式は、投資家等の比較可能性等を考慮し、単一の様式を定めることとしていますが、様式第四号において、株主資本とそれ以外を上下に並べることは差し支えありません。

2. 中間財務諸表等規則関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
中間財務諸表におけるデリバティブ取引の時価等に関する注記は、買付、売付、受取、支払等の区分を省略することが認められている。さらに、取引の種類ごとの区分についての記載を省略し、「取引の対象物の種類」ごとの区分にて開示を行うよう簡素化すべき。	取引の種類（先物、先渡、オプション、スワップ等）ごとの区分による開示は、取引の対象物の種類ごとの開示とともに、重要な開示情報であることから、現行どおりの開示が必要と考えます。

3. 連結財務諸表関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
第43条第3項の株主資本の分類及び区分表示において、連結子会社及び持分法適用会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式は、親会社持分相当額のみが株主資本に対する控除項目として表示されるこ	ご指摘の点を踏まえ、本規則において「自己株式」の定義で明確化することとします。

<p>とを明記すべき。 第78条の自己株式に関する注記も同様。</p>	
<p>第79条で新株予約権の目的となる株式の種類・数の注記を求めているが、「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」では、「親会社が発行した新株予約権を対象とする」旨が示されていることから連結財務諸表提出会社の新株予約権のみを対象とする旨を明記すべき。</p>	<p>詳細な注記内容については、事務ガイドラインにおいて規定することを予定しています。</p>

4. 中間連結財務諸表規則関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>第79条の自己株式に関する注記において、連結子会社及び持分法適用会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式に係る部分は、親会社持分相当額のみであるため、財務諸表規則を準用することはできない。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、本規則において「自己株式」の定義として明確化することとします。</p>

5. 企業内容等の開示に関する内閣府令関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>会社法の施行に伴い会計参与制度が創設され、役員が法人となる場合も考えられることから、有価証券届出書及び有価証券報告書における「役員の状況」について、役員が法人である場合の取扱いを明示する必要があるのではないか。</p>	<p>コメントを踏まえ修正します。</p>
<p>内閣府令の施行日前に事業年度が終了し、有価証券報告書の提出が内閣府令の施行日後となる場合、有価証券報告書は施行前の様式で提出することができるとの理解でよいか。</p>	<p>御指摘の点については、附則に経過措置を置くこととしており、新様式による有価証券報告書は、原則として施行日以降終了する事業年度に係るものから適用することとしています。</p> <p>ただし、会計参与に係る記載及び個人株主が大株主である場合の住所に係る記載に関する改正事項については、施行日以降提出する有価証券報告書から適用することとしています。</p>